



島根県報

平成29年12月1日（金）

第2,960号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（ " ）	3
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高 齢 者 福 祉 課）	3
平成29年度保安林内立木伐採面積の許容限度	（森 林 整 備 課）	4
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	（水 産 課）	5
地籍調査の成果の認証	（用 地 対 策 課）	5
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	（審 査 指 導 課）	6

【公 告】

公共測量の実施	（技 術 管 理 課）	6
都市計画公聴会の開催（2件）	（都 市 計 画 課）	6

【特定調達公告】

島根県庁舎及び合同庁舎の電力調達に係る一般競争入札の実施	（管 財 課）	12
------------------------------	---------	----

【公安規則】

島根県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則	（警 察 本 部）	15
---------------------------------------	-----------	----

告 示

島根県告示第632号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成29年12月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
湖北つきはしクリニック	松江市岡本町1041番地2	平成29年11月1日
医療法人 口福会 パール歯科	浜田市黒川町4229-3	平成29年11月1日
ファーマシィ薬局新川	出雲市斐川町直江3965-2	平成29年11月1日

島根県告示第633号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成29年12月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
社会福祉法人せんだん会	安来市安来町970-1	認知症対応型共同生活介護	社会福祉法人せんだん会 グループホーム絆	安来市安来町970-1	平成29年9月1日
社会福祉法人せんだん会	安来市安来町970-1	介護予防認知症対応型共同生活介護	社会福祉法人せんだん会 グループホーム絆	安来市安来町970-1	平成29年9月1日
月橋 啓典	松江市岡本町1041番2	居宅療養管理指導	湖北つきはしクリニック	松江市岡本町1041番2	平成29年10月1日
月橋 啓典	松江市岡本町1041番2	介護予防居宅療養管理指導	湖北つきはしクリニック	松江市岡本町1041番2	平成29年10月1日

島根県告示第634号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成29年12月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
いしいクリニック	松江市古志原6-10-36	平成29年10月1日
原田歯科医院	松江市雑賀町180	平成29年10月17日
遠藤歯科医院	浜田市長沢町554-4	平成29年9月30日

| 有限会社 高砂漢方薬局

| 松江市古志原六丁目12-18

| 平成29年9月30日

島根県告示第635号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成29年12月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
有限会社 高砂漢方薬局	松江市古志原六丁目12番18号	居宅療養管理指導	有限会社 高砂漢方薬局	松江市古志原六丁目12-18	平成29年9月30日
有限会社 高砂漢方薬局	松江市古志原六丁目12番18号	介護予防居宅療養管理指導	有限会社 高砂漢方薬局	松江市古志原六丁目12-18	平成29年9月30日
株式会社 HAMADAグループ	兵庫県伊丹市大鹿4-73-201	通所介護	さくらリハビリデイサービス	松江市山代町473-1	平成28年3月31日
遠藤 享志	浜田市長沢町554-4	居宅療養管理指導	遠藤歯科医院	浜田市長沢町554-4	平成29年9月30日
遠藤 享志	浜田市長沢町554-4	介護予防居宅療養管理指導	遠藤歯科医院	浜田市長沢町554-4	平成29年9月30日
高梨 剛	隠岐郡隠岐の町有木月無13-38	居宅療養管理指導	高梨歯科医院	隠岐郡隠岐の島町有木月無13-38	平成29年9月11日
高梨 剛	隠岐郡隠岐の町有木月無13-38	介護予防居宅療養管理指導	高梨歯科医院	隠岐郡隠岐の島町有木月無13-38	平成29年9月11日
中村 司	浜田市片庭町51-3	居宅療養管理指導	中村医院	浜田市片庭町51-3	平成29年8月28日
中村 司	浜田市片庭町51-3	介護予防居宅療養管理指導	中村医院	浜田市片庭町51-3	平成29年8月28日
原田 恵美子	松江市雑賀町180	居宅療養管理指導	原田歯科医院	松江市雑賀町180	平成29年10月17日
原田 恵美子	松江市雑賀町180	介護予防居宅療養管理指導	原田歯科医院	松江市雑賀町180	平成29年10月17日

島根県告示第636号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成29年12月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
合同会社 縁	福祉用具貸与	合同会社 縁 福祉用具 のお店 縁 ～えん～	大田市大田町イ357-1	平成29年12月1日
	介護予防福祉用具			

	貸与			
合同会社 縁	特定福祉用具販売	合同会社 縁 福祉用具	大田市大田町イ357-1	平成29年12月1日
	特定介護予防福祉用具販売	のお店 縁 ~えん~		

島根県告示第637号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第4項の規定により、平成29年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり定めたので、同令第4条の2第3項の規定により告示する。

平成29年12月1日

島根県知事 溝口 善兵衛

同一の単位とされる保安林		皆伐の限度たる面積 (ha)
松江地区	水源かん養保安林	890.51
斐伊川	〃	1,495.49
神戸川	〃	1,814.77
大田地区	〃	78.00
邑智地区	〃	1,567.36
那賀地区	〃	1,079.79
美鹿地区	〃	3,081.45
隠岐	〃	267.58
浜山地区	防風保安林	2.20
湊原地区	〃	1.00
長浜地区	〃	2.84
湖陵町	〃	2.40
多伎町	〃	0.68
大田市	〃	0.58
仁摩町	〃	0.28
温泉津町	〃	0.02
江津東地区	〃	1.98
江津西地区	〃	0.88
浜田東地区	〃	5.30
益田東地区	〃	1.34
益田西地区	〃	3.08
江津東地区	飛砂防備保安林	1.38
大田市	干害防備保安林	0.86
津和野町	〃	0.36
松江市	魚つき保安林	8.36
出雲市	〃	10.92
大田市	〃	9.90
江津市	〃	0.44
浜田市	〃	7.92

益田市	〃	1.60
隠岐の島町	〃	2.86
海士町	〃	3.52
西ノ島町	〃	1.92
知夫村	〃	1.48
松江地区	土砂流出防備保安林	21.78
斐伊川	〃	12.88
神戸川	〃	36.42
大田地区	〃	4.00
邑智地区	〃	104.68
那賀地区	〃	75.24
美鹿地区	〃	107.00
隠岐	〃	23.28
松江・斐伊川・大田	保健保安林	139.46
邑智・那賀・美鹿	〃	32.21
隠岐	〃	27.24

島根県告示第638号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成29年12月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

三隅町加入区（漁業協同組合 J F しまね）

島根県告示第639号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年12月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
松江市	平成26年度～28年度	13枚	1冊	東忌部⑫	平成29年11月21日
安来市	平成27年度～28年度	27枚	1冊	梶福留3	平成29年11月21日
雲南市	平成27年度～28年度	44枚	1冊	根波別所2	平成29年11月21日
雲南市	平成27年度～28年度	36枚	1冊	里坊2	平成29年11月21日
雲南市	平成27年度～28年度	26枚	1冊	南村2	平成29年11月21日
雲南市	平成27年度～28年度	32枚	1冊	小河内3	平成29年11月21日
隠岐の島町	平成27年度～28年度	22枚	1冊	加茂③	平成29年11月21日
隠岐の島町	平成27年度～28年度	25枚	1冊	都万⑫-1	平成29年11月21日

島根県告示第640号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成29年12月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項			
			変 更 後		変 更 前	
			売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所
953	仁多郡奥出雲町 下阿井1378-6 仁多郡猟友会 事務局長 伊藤 勝年	仁多郡奥出雲町 下阿井1378-6	仁多郡奥出雲町 下阿井1378-6 仁多郡猟友会 事務局長 伊藤 勝年	仁多郡奥出雲町 下阿井1378-6	仁多郡奥出雲町 亀嵩997 仁多郡猟友会 事務局長 土屋 武雄	仁多郡奥出雲町 亀嵩997

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成29年12月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、水準測量）
- 2 作業期間
平成29年11月22日から平成30年1月31日まで
- 3 作業地域
江津市黒松町

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、川本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催するので、島根県都市計画公聴会規則（昭和45年島根県規則第1号）第2条第1項の規定により公告する。

平成29年12月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 開催日時
平成29年12月20日 午後2時から
- 2 開催場所
邑智郡川本町大字川本271-3
川本町役場 大会議室

3 都市計画の案の概要

(1) 川本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

川本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を参考図書のように定め、その概要は次のとおりである。

ア 都市計画の目標

豊かな自然環境を保全、活用しながら、新たな産業振興を図っていくとともに、快適な住環境を創出することにより、定住人口の維持・拡大を図る。

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。

ウ 主要な都市計画の決定の方針

(7) 土地利用の方針

a 主要用途の配置方針

都市及び自然環境に配慮するとともに、将来における土地利用を総合的に勘案し、住宅地、商業業務地の各配置方針について以下のとおり定める。

b 土地利用の方針

「居住環境の改善又は維持」、「災害防止の観点から必要な市街化の抑制等」、「自然環境形成の観点から必要な保全」及び「計画的な都市的土地利用」に関する方針を定める。

(4) 都市施設の整備の方針

a 交通施設

(a) 基本方針

広域交通・都市幹線道路網の確立、市街地内幹線道路網の確立、交通機関の利便性の向上を図るため、交通結節点機能の強化やバス等の運行の確保、利用促進に努める。

(b) 整備水準の目標

平成27年度末現在で都市計画道路の改良率が約54%であり、今後も基本方針等に基づき引き続き整備を進める。

b 下水道及び河川

(a) 基本方針

下水道については、合併処理浄化槽による個別処理により、全域の下水道整備を図るものとする。

河川については、江の川の治水対策については、昭和47年7月の降雨を踏まえ、洪水の安全な流下を図るため、河川改修等を行うものとする。その他の中小河川については江の川の改修状況を勘案しながら、必要に応じて河川改修を実施、洪水の安全な流下を図る。

(b) 整備水準の目標

下水道については、平成27年度末現在で52.1%である川本町の汚水処理人口普及率（汚水処理人口／行政人口）の向上に努める。

河川については、一級河川江の川は江の川水系河川整備計画目標流量を主要な地点である川本において9,400m³/sと定め、洪水の安全な流下を図る。また、中小河川は、地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標に整備する。

c その他の都市施設

供給処理施設、教育施設、医療施設、社会福祉施設、その他都市施設については、既存施設の有効活用を努めるほか、必要に応じた施設の整備を図る。

(7) 市街地開発事業の方針

定住人口の拡大や雇用を促進するため、土地区画整理事業等により良好な都市環境を整備する。

(5) 自然的環境の整備又は保全の方針

a 基本方針

豊かな自然環境に包まれた環境を保全し、地域住民の日常生活における憩いの場や自然とのふれあい、歴史風土に接する環境を形成するため、自然的環境の整備・保全を図るものとする。

4 公述の申出等

(1) 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書1通を、島根県土木部都市計画課（松江市殿町8番地）又は川本町地域整備課のいずれかに、平成29年12月13日までに到着するよう提出すること。

(2) 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見のものが多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

(3) 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、島根県土木部都市計画課及び川本町地域整備課に備えて、平成29年12月1日から同月19日まで縦覧に供する。

5 公聴会の中止

公述の申し出がなかった場合、公聴会は中止する。中止する場合は島根県庁、県央県土整備事務所及び川本町役場へ掲示等により事前に周知することとする。

6 公聴会に関する問合せ先

島根県土木部都市計画課 電話（0852）22-5699

別記様式

意見申出書

平成29年12月20日の都市計画公聴会にて説明される都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

平成 年 月 日

島根県知事 溝口 善兵衛 様

住 所 (電話)

(ふりがな)
氏 名 ①

- 1 意見の公述を希望する都市計画区域名
川本都市計画区域
- 2 意見の公述を希望する都市計画原案の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

- 1 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
- 2 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度とすること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、西郷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催するので、島根県都市計画公聴会規則（昭和45年島根県規則第1号）第2条第1項の規定により公告する。

平成29年12月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開催日時

平成29年12月18日 午後2時から

2 開催場所

隠岐郡隠岐の島町城北町1番地

隠岐の島町ふれあいセンター 会議室

3 都市計画の案の概要

(1) 西郷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

西郷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を参考図書のように定め、その概要は次のとおりである。

ア 都市計画の目標

生活環境向上に資する都市施設の充実を図りながら、来訪者と地域住民が交流で賑わうまちづくりを進める。

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。

ウ 主要な都市計画の決定の方針

(7) 土地利用の方針

現在、本区域は都市計画用途地域を指定していないため、現状の土地利用状況を踏まえ、都市及び自然環境に配慮しながら、将来における土地利用の方針を定める。

(4) 都市施設の整備の方針

a 交通施設

「中海・宍道湖圏域」に立地する高次の都市機能等との交通ネットワークを強化し、西郷港及び隠岐空港のターミナル機能の充実を図る。また、周辺地域との連携強化を図るため地域間を結ぶ幹線道路の整備を進めるとともに、日常生活の基盤となる生活道路については、交通量や交通状況等を勘案し、幹線道路との有機的な連携を図りながら、計画的な整備を進める。

b 下水道及び河川

(a) 基本方針

下水道については、地域の特性に応じた効率的かつ適正なものとなるよう、基本的に市街地内では公共下水道により、また市街地郊外部の既存集落では、漁業集落排水等の集合処理や合併処理浄化槽による個別処理により、全域の下水道整備を早期に図るものとする。

河川については、河川管理施設の機能を十分に発揮させるため、適切な維持管理を実施する。また、下水道整備や水質浄化対策により、河川水質の保全及び改善を図るとともに多自然型護岸の整備を図り、動植物等の生態系の保全に努める。

(b) 整備水準の目標

下水道については、平成27年度末現在で58.3%である隠岐の島町の汚水処理人口普及率（汚水処理人口／行政人口）の向上に努める。

河川については、河川管理施設の機能を十分に発揮させるため、適切な維持管理を行い、地域の実情に応じた治水安全度を確保するものとする。

c その他の都市施設

供給処理施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、その他の都市施設については、設備の近代化や既存施設の有効活用を図り、適正な運用、維持管理に努めるほか、必要に応じて施設の計画的な整備を図る。また、住民の健康を守る医療体制を確立する。

(4) 自然的環境の整備又は保全の方針

a 基本方針

恵まれた自然と文化・伝統を活かし、さらに快適な魅力のあるまちづくりに資することを目的に、生活環境の保全、レクリエーションの場の確保、安全性の向上、美しい緑あふれる町並みの保全という四つの観点から公園緑地等の系統的配置を定める。

4 公述の申出等

(1) 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書1通を、島根県土木部都市計画課（松江市殿町8番地）又は隠岐の島町建設課のいずれかに、平成29年12月11日までに到着するよう提出すること。

(2) 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見のものが多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

(3) 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、島根県土木部都市計画課及び隠岐の島町建設課に備えて、平成29年12月1日から同月15日まで縦覧に供する。

5 公聴会の中止

公述の申し出がなかった場合、公聴会は中止する。中止する場合は島根県庁、隠岐支庁県土整備局及び隠岐の島町役場へ掲示等により事前に周知することとする。

6 公聴会に関する問合せ先

島根県土木部都市計画課 電話 (0852) 22-5699

別記様式

意 見 申 出 書

平成29年12月18日の都市計画公聴会にて説明される都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

平成 年 月 日

島根県知事 溝口 善兵衛 様

住 所 (電話)

(ふりがな)
氏 名 印

- 1 意見の公述を希望する都市計画区域名
西郷都市計画区域
- 2 意見の公述を希望する都市計画原案の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

- 1 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
- 2 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度とすること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成29年12月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 入札に付する事項

- (1) 調達の名称及び数量
島根県庁舎及び合同庁舎の電力調達 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び島根県庁舎及び合同庁舎の電力調達仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 調達期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- (4) 調達施設

島根県庁舎及び合同庁舎の12庁舎

(5) 入札方法

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者の決定は定められた予定価格の範囲内での最低入札価格をもって行い、契約価格は単価とする。

2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 平成29年12月27日（入札参加資格確認申請の提出期限）までに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (4) 平成29年12月27日（入札参加資格確認申請の提出期限）において、庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成17年島根県告示第208号）第5条の規定により、入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種別「電気供給業務」に登録され、かつ、入札日においても引き続き当該名簿の当該種別に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う入札について、指名停止の措置を受け、入札日において、その措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) この入札に係る入札説明書の交付を受け、指定期日までに別に定める申請書類を提出した者であって、入札参加資格を有すると島根県知事が認めた者であること。
- (8) 二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用及び再生エネルギーの導入に関し、入札説明書別紙「二酸化炭素排出係数等環境配慮項目基準表」に掲げる条件を満たしている者であること。
- (9) 電気の供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。

3 入札手続等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎4階

島根県総務部管財課施設管理グループ

電話 0852-22-6499 ファクシミリ 0852-22-6037

メールアドレス kanzai@pref.shimane.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成29年12月1日（金）から同月26日（火）までの間、電子メールによって交付するので、入札に参加を希望する者は、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載する本公告に貼付されている「入札説明書交付申請書」に必要事項を記載し、電子メールで(1)の交付場所へ送信すること。

なお、送信後は、必ず電話にて到着の確認をすること。

交付時間は、午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）とし、交付費用は無償とする。

(3) 入札参加資格の確認

入札参加資格の審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(4) 申請書の提出期間

平成29年12月4日（月）から同月27日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午

後5時までに提出すること（郵送により提出する場合は、書留郵便とし、提出期間内に必着のこと。）。

(5) 申請書の提出場所

(1)の場所

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年1月22日（月）午前10時

（郵便による入札にあつては、書留郵便とし、平成30年1月22日（月）午前9時までに(1)の提出場所へ必着のこと。）

イ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟1階 第2会議室

4 その他

(1) 契約の手續に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条第1項の規定により、入札書に記載する金額を契約期間の月数で除し、12で乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約単価（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に基づき、契約期間における予定電力等による相当金額を契約期間の月数で除し、12で乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(5) 契約書の作成の要否

要する。

(6) 契約における特約事項

本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降に対する当該金額の歳出予算について、島根県議会により予算の減額又は削除があった場合は、契約を解除することができる。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Details of bidding submission :

Title of procurement : Electric power for Shimane Prefectural Government office buildings and related government office common buildings, complete set

Procurement period : April 1 2018 — March 31 2021

(2) Submission period for vendor qualifications : Dec 4 2017 (Monday) — Dec 27 2017 (Wednesday) , except Saturday, Sunday, and public holidays ; submissions accepted 9 : 00 AM — 12 : 00 PM and 1 : 00 PM — 5 : 00 PM

(3) Date and time for bidding and results : January 22 2018 at 10 : 00 AM

Deadline for submission by mail : January 22 2018 at 9 : 00 AM

(4) Contact/Submission addressee : Facilities Management Group, Property Division, Department of General Affairs of Shimane Prefectural Government 1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken 690-8501 JAPAN

TEL : 0852-22-6499

公 安 委 員 会 規 則

島根県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

平成29年12月 1 日

島根県公安委員会委員長 山 口 美 紀

島根県公安委員会規則第12号

島根県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「情報通信技術利用規則」という。）第5条及び第9条の規定に基づき、島根県公安委員会等（島根県公安委員会、島根県警察本部長及び警察署長をいう。以下同じ。）に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(2) 電子証明書 電子署名を行う者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等の指定)

第 3 条 情報通信技術利用規則第5条第1項の規定により島根県公安委員会が定める申請等は、別表第1の左欄に掲げる法令の同表の中欄に掲げる規定に基づく同表の右欄に掲げる申請等とする。

(申請等の手続)

第 4 条 前条に規定する申請等を電子情報処理組織を使用して行おうとする者は、当該申請等に係る事項について、法第3条第1項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機であって、次に掲げる機能を有するものから入力して、申請等を行わなければならない。

(1) 島根県公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続できる機能

(2) 島根県公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続した際に島根県公安委員会等から付与されるプログラムを正常に稼働させられる機能

2 前項の規定により申請等をしようとする者は、島根県公安委員会等が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、併せて入力することができる。

3 前2項の規定により申請等をしようとする者は、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子

署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。

- 4 前項の電子証明書は、商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書、電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書であって、島根県公安委員会等が法第3条第1項に規定する電子計算機のうち島根県公安委員会等の使用に係るものから認証できるものに限る。
- 5 法令の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第1項の規定に基づき当該数通の書面等のうち1通に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力されたものとみなす。

（申請等の到達時期）

第5条 法第3条第3項の規定は、前条第1項の規定により行われた第3条に規定する申請等の到達時期について準用する。

（電子情報処理組織を使用して行うことができる処分通知等の指定）

第6条 情報通信技術利用規則第9条第1項の規定により島根県公安委員会が定める処分通知等は、別表第2の左欄に掲げる法令の同表の中欄に掲げる規定に基づく同表の右欄に掲げる処分通知等とする。

（処分通知等の手続）

第7条 島根県公安委員会等は、前条の処分通知等を電子情報処理組織を使用して行う場合には、当該処分通知等の内容を法第4条第1項に規定する電子計算機のうち島根県公安委員会等の使用に係るものから入力して、処分通知等を行わなければならない。

- 2 前項の場合において、島根県公安委員会等は、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。

（処分通知等の到達時期）

第8条 法第4条第3項の規定は、前条第1項の規定により行われた処分通知等の到達時期について準用する。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に必要事項は、島根県警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年1月4日から施行する。

別表第1（第3条関係）

法 令	規 定	申 請 等
自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）	第4条第1項	自動車の保管場所を確保していることを証する書面に相当する通知に関する申請
自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成30年12月1日国家公安委員会規則第1号）	第5条第1項	保管場所標章の交付の申請

別表第2（第6条関係）

法 令	規 定	処 分 通 知 等
自動車の保管場所の確保等に関する法律	第4条第1項	自動車の保管場所を確保していることを証する書面に相当する通知